

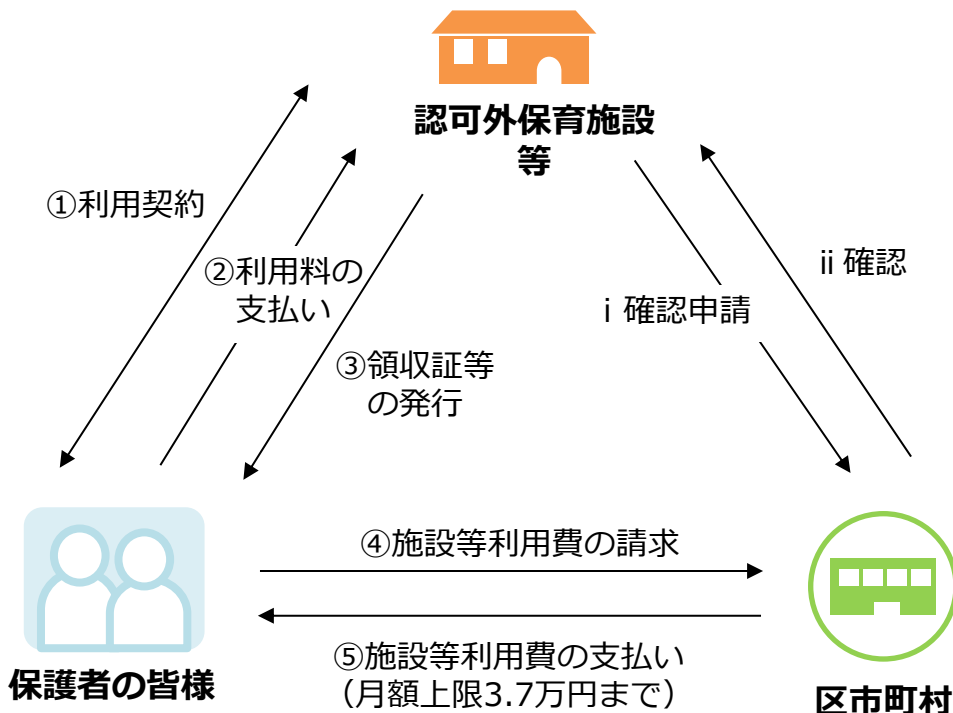
令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

今年10月から、3歳から5歳まで及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が無償化されます。

また、認証保育所・家庭的保育事業等の施設等（以下「対象施設等」という。）を利用する子供たちについては、月額3.7万円まで（0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円まで）の利用料が無償化給付の対象となります。

- 無償化給付の対象となるには区市町村の確認が必要になります。
 - ※ 「確認」とは、各事業者が無償化給付の対象となること、国の定める基準を満たしていることを把握するとともに、必要に応じて調査等を行うことを言います。
 - ※ 事業者の所在地の区市町村は、対象施設等から確認申請の受理・審査を行います。確認の効力は、他の区市町村においても効力を有します。
 - ※ 区市町村は、必要に応じて対象施設等の調査、勧告、支給の停止を行います。
- 無償化の対象となるためには、利用者が保育の必要性の認定を区市町村から受ける必要があります。
 - ※ 「保育の必要性の認定」を受けるには、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。
 - ※ 認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。
- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子供たちは月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化給付の対象となります。
 - ※ 利用者は区市町村の所定の請求書に必要事項を記載し、対象施設等が発行する領収証等を添付して、お住まいの区市町村に申請することが必要です。（償還払いの場合）
- 無償化の対象となるのは、東京都に届出をした施設です。
 - ※ 認証保育所については、認証手続きをもって届出としています（中核市を除く）。
 - ※ 家庭的保育事業については、区市町村を通じて東京都に届出をすることになります。
 - ※ 無償化給付の対象となるためには、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。5年間の猶予期間中、対象施設の範囲が区市町村によって異なる場合があります。

[基本的な手続きのイメージ]



- ※ 無償化給付の対象となるのは、保育の必要性の認定を受けた利用者です。認定を受けていない利用者は区市町村に申請が必要となります。
- ※ 請求・支払いの時期など手続きの詳細については、区市町村にご確認ください。
- ※ 無償化の対象は通園送迎費、食材料費、行事費などの特定費用を除く保育料部分のみです。これまで「保育料」という名目で特定費用も含めた徴収を行っている場合であっても、無償化の対象となるのは特定費用を除いた保育料部分のみとなりますのでご注意ください。

- 区市町村において無償化給付とは別途、利用者への負担軽減事業を実施している場合があります。

問合せ先

【対象施設等の確認申請について】

対象施設等の所在地の区市町村までお問い合わせください。

【保育の必要性の認定の手続きについて】

利用者からお住まいの区市町村にお問い合わせいただくようご案内ください。